

シリーズⅢ

滋賀県看護協会
労働環境改善委員会



今回は、基準3・4・5を紹介させていただきます。



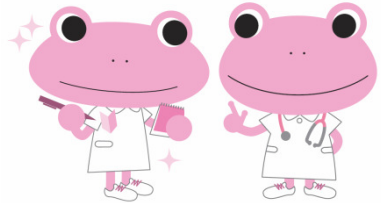
基準3

夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。

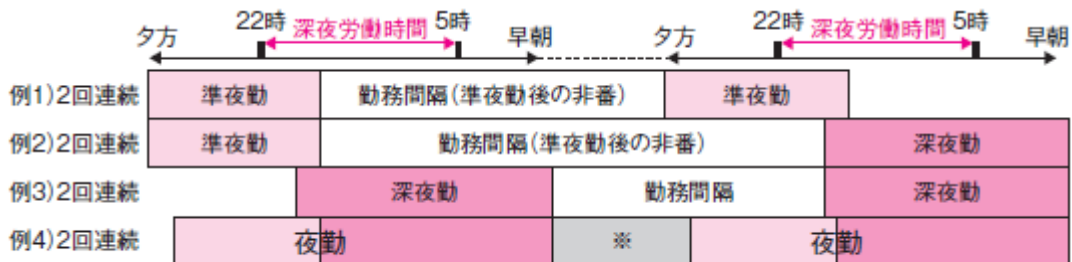
夜勤による睡眠障害などの短期的な健康への影響だけでなく、中長期的な健康障害の危険性を高める可能性を考慮すると、夜勤回数に関して一定の基準を設け、生態リズムに反する生活を最小限にすることが重要です。

基準4

夜勤の連続回数は、2連続(2回)までとする。



基本的に望ましいのは「連続しない」ことですが、生体リズムが2日間で固定されることから、夜勤を2連続までに制限することで夜間のリズムに適応せず昼型のリズムを維持することができます。



※例4)は拘束時間13時間以内、勤務間隔が11時間以上あれば2回連続のパターンとして考えることが可能

基準5

連続勤務日数は5日以内とする。

適切なバランスで休日を設定することは、連日にわたり蓄積した疲労を回復し、健康を維持する上で大変重要です。また、週休2日制においては、週5日の連続勤務が上限となっています。

お知らせ

滋賀県看護協会では看護職のワークライフバランス推進事業を行っています。
平成27年度のWLBワークショップ参加施設を募集しています。
参加希望施設は看護協会へご連絡下さい。

